

事 務 連 絡  
令和2年5月13日

新発田地域包括支援センター 管理者 様  
介護予防通所介護相当サービス 管理者 様  
介護予防訪問介護相当サービス 管理者 様  
訪問型サービス A 管理者 様

新発田市高齢福祉課長

新型コロナウイルス感染症に係る新発田市介護予防・日常生活支援総合事業の  
請求の取扱いについて（通知）

このことについて、令和2年3月6日付厚生労働省老健局総務課他事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」問4を踏まえ、本市では別添のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

なお、今回の取扱いは、あくまで本市の介護予防・日常生活支援総合事業における対応であること、今後の国の通知等を踏まえ内容を見直す場合もあることについて、あらかじめご了承ください。

**【問合せ先】**

新発田市高齢福祉課計画指導係

担当：志賀（内線 1201）

TEL：0254-28-9201

## 別添

### 新型コロナウイルス感染症に係る新発田市介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防通所介護相当サービス・介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービス A）の請求の取扱い

問1 新型コロナウイルスの発生に伴い、介護予防通所介護相当サービス、介護予防訪問介護相当サービス又は訪問型サービス A を提供する事業者が休業（休業要請・自主休業）を行った場合、月額報酬となっているサービス費について、休業期間分は日割りとなるのか。

（答）

事業所指定効力停止の開始・解除（※）に準じた取扱いとして、日割り計算を行ってください。

具体的には、月の総日数から、新型コロナウイルス感染症の影響により休業した期間（定期休業日を含む）を差し引いた日数分について、日割りで請求してください。

また、一部の利用者に対して利用自粛を依頼（新型コロナウイルス感染症の拡大防止の理由に限る。）した場合も、当該利用者に対しては同様に日割りとしてください。

（※）平成30年3月30日付厚生労働省老健局介護保険計画課・老人保健課事務連絡

「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」I-資料9 参照

問2 利用者の自主判断により、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を理由としてキャンセルがあり、月の途中から予定していたサービスが提供できなかった場合は、日割りとなるのか。

（答）

月額包括報酬の性格上、日割りは行わず計画上の報酬を算定します。（利用者には、利用回数が減った場合でも月額報酬に対する自己負担額が発生することを説明してください。）

ただし、利用者負担を考慮して日割りで請求することも差し支えありません。